

No 3-2 医師留学支援事業費補助金【臨床研修医及び専攻医特別枠】交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>令和6年度医師留学支援事業費補助金【臨床研修医及び専攻医特別枠】交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成を支援するため、県内の医療機関又は教育関連機関に所属する臨床研修医及び専攻医が、国内外の先進的な医療機関等で研修(原則、臨床研修及び専門研修プログラムの範囲内の研修を除く。ただし、特に必要がある場合は助成評価委員会に諮り理事長が判断する。)を行うことに対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍する令和6年4月1日の時点で卒業後1年目～5年目の者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 補助対象事業終了後、1年以上高知県内の医療機関又は教育関連機関で勤務することができる者</p> <p>(4) 現在所属している医療機関又は教育関連機関から、この補助事業の対象者として推薦を受けている者</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>令和5年度医師留学支援事業費補助金【臨床研修医及び専攻医特別枠】交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成を支援するため、県内の医療機関に所属する臨床研修医及び専攻医が、国内外の先進的な医療機関等で研修(原則、臨床研修及び専門研修プログラムの範囲内の研修を除く。ただし、特に必要がある場合は助成評価委員会に諮り理事長が判断する。)を行うことに対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍する令和5年4月1日の時点で卒業後1年目～5年目の者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 補助対象事業終了後、1年以上高知県内の医療機関で勤務することができる者</p> <p>(4) 現在所属している医療機関から、この補助事業の対象者として推薦を受けている者</p> <p>第4条 (略)</p>

新	旧
<p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に係る書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は令和<u>6</u>年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>第6条～8条 (略)</p> <p>(振込口座等)</p> <p>第9条 機構が補助金の振込先口座として使用する口座は、所属医療機関 <u>又は教育関連機関</u>の口座又は当該補助金事業名と申請者名が併記された口座とする。</p> <p>第10条～12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>6</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日から施行する。</p> <p>2 令和<u>6</u>年度補助額は、令和<u>6</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。</p> <p>(別表) (略)</p> <p>第1号様式 <u>年度の変更、自署又は記名押印を選択できるように変更</u></p> <p>第2号様式 <u>年度の変更、教育関連機関を追記</u></p> <p>第3号様式 <u>年度の変更、自署又は記名押印を選択できるように変更</u></p> <p>第4号様式 <u>年度の変更、自署又は記名押印を選択できるように変更</u></p>	<p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に係る書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は令和<u>5</u>年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>第6条～8条 (略)</p> <p>(振込口座等)</p> <p>第9条 機構が補助金の振込先口座として使用する口座は、所属医療機関の口座又は当該補助金事業名と申請者名が併記された口座とする。</p> <p>第10条～12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>5</u>年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和<u>5</u>年度補助額は、令和<u>5</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。</p> <p>(別表) (略)</p> <p>第1号様式</p> <p>第2号様式</p> <p>第3号様式</p> <p>第4号様式</p>

新	旧
第5号様式 <u>年度の変更、自署又は記名押印を選択できるように変更</u> (別紙1) 変更なし (別紙2) 変更なし (別紙3) <u>自署又は記名押印を選択できるように変更</u> (別紙4) 変更なし (別紙5) 変更なし (別紙6) 変更なし (別紙7) 変更なし (別紙8) <u>教育関連機関を追記、自署又は記名押印を選択できるように変更</u>	第5号様式 (別紙1) (別紙2) <u>(別紙3)</u> (別紙4) (別紙5) (別紙6) (別紙7) <u>(別紙8)</u>